

目黒会及び電気通信大学基金助成事業
『ラボ・ビジット奨学金および学会参加費助成』

2026 年度募集要項

1. 目的

本学ではこれまで、目黒会及び電気通信大学基金からのご支援を財源として「学会参加費助成」を行い、国際舞台に挑戦する学生の皆さんを応援してまいりました。近年、皆様のご尽力により、学生およびポスドクによる国際学会発表は広く定着してまいりました。そこで本学では、学会発表にとどまらない「海外の研究機関との継続的な国際共同研究の基盤作り」をさらに後押しするため、本助成制度を『ラボ・ビジット奨学金』へと発展的に改定いたします。

本奨学金における「ラボ・ビジット」とは、**海外の交流先研究室等で行う 31 日未満の短期訪問であり、現地の実験設備や研究環境の見学、実験手技のトレーニング、自身や研究室の研究に関する討論、短期のデータ取得、解析、共著論文の執筆など、実質的な研究交流を行うものが対象となります。**

これに伴い、本年度より従来の学会参加費助成は、本奨学金の枠組みへと移行・改正されることとなりました。本年度からは、これまでの学会参加に向けた熱意をさらに一歩進め、「海外の研究室等への訪問（ラボ・ビジット）」を行うことを受給条件といたします。その上で、ラボ・ビジットに加えて、現地等での国際学会において「英語での口頭発表」という高い目標にチャレンジされる方をさらに手厚く支援する仕組みへと新しく変わります。

本奨学金は、本学における国際交流活動を強力に推進することを目的としています。世界の第一線の研究者や学生との直接的な交流から知見を得ることで、国際感覚の醸成や英語力・研究力の向上を図るとともに、将来的な国際共同研究・共同論文への発展を目指し、世界へ羽ばたく学生に対して奨学金を支給します。

2. 申請者

本学に在籍する学生（※1）およびポスドク（※2）とします。ただし、英語を母国語とする者（※3）は除きます。

※1 学 生 ： 正規生のほか、非正規生（JUSST 生、研究生等）も含まれます。なお、休学中の学生については本助成の対象外となります。

※2 ポスドク： JSPS 特別研究員および外国人特別研究員を指します。なお、上記ポスドクの申請資格、要件を満たす研究員も申請可能です。

※3 英語を母国語とする者： アメリカ合衆国、アイルランド、英国、オーストラリア、カナダ、シンガポール、ニュージーランドのいずれかの国籍を有する者とします。

3. 対象となる活動および支給額

本奨学金には、以下の2つの支給タイプがあります。いずれのタイプも「ラボ・ビジット（海外の研究室等への訪問）」を行うことが必須条件となります。

支給タイプ	対象となる活動内容	支給額（一律）
(A) ラボ・ビジット	海外の受け入れ研究室等に直接赴いて行う、実質的な研究交流（ラボ・ビジット） 【実質的な研究交流の例】 ・ 交流先の研究室での実験設備や研究環境の見学 ・ 実験手技のトレーニング ・ 自身や研究室の研究に関する討論 ・ 短期のデータ取得、解析、共著論文の執筆など	30,000 円
(B) ラボ・ビジット + 学会発表	タイプ A の「ラボ・ビジット」の実施に加えて、 現地等での国際学会において「英語での口頭発表」 を行う場合	90,000 円 (ラボ・ビジット 3 万円 + 学会参加 6 万円)

※ 本奨学金は、現地への渡航（ラボ・ビジット）を行うことが必須となります。そのため、学会発表（口頭・ポスター）のみの渡航は対象となりません。

※ ラボ・ビジットを行った上で、学会では「ポスター発表」を行う（または発表自体は行わない）という場合は、(A) ラボ・ビジット（30,000 円）の支給となります。

※ オンラインでの学会発表や、オンラインでの研究交流（現地への渡航を伴わないもの）は、どちらも支給の対象外となります。

4. 対象期間および募集期間

・ **募集期間**：本通知日～2027年3月31日13時（厳守）

※ 助成申請が予算の上限に達し次第、募集受付を終了します。

・ **対象となる実施期間**：2026年4月1日～2027年3月31日に開催・実施されるもの

5. 要件

本奨学金の受給にあたっては、以下の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 申請の期限（原則、事前申請）

※ 予算の上限に達し次第、募集受付を終了します。

(2) ラボ・ビジットの実施と受入許可

訪問先となる海外研究機関等からラボ・ビジットの受入許可（承認）を得ていること。※申請時に、訪問先との研究計画や受入許可が確認できる書類（メールのやり取りや承諾書等）の提出が必要です。

(3) 指導教員の同意

論文投稿、ラボ・ビジットの実施、および本奨学金の申請について、指導教員の同意を得ていること。

(4) 論文の第一著者であること（※タイプ B 申請者のみ）

海外で開催される国際会議において論文が採択され、英語で口頭発表（壇上発表）を伴う「タイプ B」で申請する場合は、発表する論文の第一著者（発表者）であること。（※共著者は助成の対象外）

(5) 本学への在籍

発表者（申請者）が、申請時および当該活動（学会発表・渡航）時に本学に在籍していること。

(6) 実施期間の合致

対象となる活動（ラボ・ビジットおよび学会発表）が、2026年4月1日～2027年3月31日の期間内に開催・実施されるものであること。

(7) 申請の回数制限

タイプ A・タイプ B いずれも複数回の申請を認めます。

【新制度への移行に伴う経過措置について】

本年度からの新制度への移行に伴い、制度周知前にすでに渡航・学会発表を終えている方、または周知時点で既に航空券の手配が完了しており新制度への対応が困難な学生等を対象として、以下の通り特例措置（事後申請）を認めます。

(1) 2026年3月1日～2026年3月31日に「国際学会での発表」を完了している方への特例措置

上記対象期間中に、すでに海外での国際学会発表（対面）を完了している方に限り、新制度の必須条件である「ラボ・ビジット（研究室訪問）」を行っていない場合でも、特例として一律 60,000 円を支給（事後申請を許可）します。

(2) 2026年4月1日～本通知日までに航空券の予約が完了している方への特例措置

【原則ルールへの協力をお願い】

2026年4月1日以降に渡航・発表予定の方については、本助成の趣旨に基づき、可能な限り受入先機関と調整し、原則ルールである「ラボ・ビジット（研究室訪問）」を組み込んだ計画（合計 90,000 円支給対象）への変更・手配をお願いいたします。ただし、既に旅程の変更が不可能な航空券を手配済みの場合に限り、救済処置として、ラボ・ビジットを行っていない場合でも一律 60,000 円の支給（特例措置としての申請）を認めます。その場合は、既に手配済みの航空券の予約表をご提出ください。

※ (1) (2) いずれの特例措置についても、本章 (5. 要件) の「(1) 申請の期限（原則、事前申請）」を除くすべての要件（受入許可、指導教員の同意、第一著者、本学への在籍、実施期間、回数制限）を満たしている場合に限りです。

6. 申請手順および申請方法

(※新制度への移行に伴う経過措置(事後申請)を希望する方も「STEP1 渡航前エントリー」からステップを進めてください。)

本奨学金は、選択する支給タイプによって、以下のステップで手続きを行います。

【タイプA：ラボ・ビジットのみ】で申請する場合

・STEP 1：渡航前エントリー

申請フォームからエントリーを完了してください。

・[渡 航] 海外研究機関への訪問(ラボ・ビジットの実施)

・STEP 2：実施報告(受給手続き)

帰国後、指定の期日までに「実施報告フォーム」への入力を行ってください。

【タイプB：ラボ・ビジット + 学会発表】で申請する場合

・STEP 1：渡航前エントリー

申請フォームからエントリーを完了してください。

・[渡 航] ラボ・ビジット + 国際学会での英語口頭発表の実施

・STEP 2：発表・実施報告(受給手続き)

帰国後、指定の期日までに「発表・実施報告フォーム」への入力を行ってください。

【申請方法および注意事項】

本奨学金の申請(上記STEP1のエントリー)は、受給を希望する学生・ポストク本人が直接行ってください。(※指導教員や事務担当者による代理申請は受け付けません。)

下記の「申請フォーム」より、必要事項を入力の上、指定の提出書類をアップロードして申請してください。

【STEP1 申請時の必須書類・情報】

- (1) 振込口座届、および口座確認書類(通帳等の画像データ)
- (2) 目黒会正会員番号(※目黒会入会者のみ)
- (3) ラボ・ビジット受入許可の証明書類(※訪問先との研究計画や受入許可が確認できる書類(メールのやり取りや承諾書等)をPDF等にしたもの)
- (4) 当該学会に採択された英語論文、抄録、予稿等のデータ(※タイプBのみ。①論文名、②申請者が第一著者(発表者)であることの2点を確認します。記載がない場合は「採択通知(Acceptance Letter)」もあわせて添付ください)

【エントリー後の流れ】

- (1) 申請後、受付完了メールをお送りします。申請から2日以内に届かない場合は、必ず速やかに国際課までご連絡ください。
- (2) 審査後、エントリーから約1~2週間程度で採否結果をメールで通知します。不採択の場合は本通知をもって手続き終了となります。

【STEP2 報告時の必須書類・データ（帰国後提出）】

※報告フォームのリンクは採択通知メールでご案内します。

- (1) 報告書の提出（計2点）：①ラボ・ビジットに関する報告書、②学会発表に関する報告書（※タイプAは①のみ）
- (2) 活動写真の提出（計2点）：①ラボ・ビジット先での写真、②学会発表中（登壇時）の写真（※タイプAは①のみ）
- (3) 支援者様への謝辞およびWEB掲載について：採択区分（目黒会、電気通信大学基金、若手研究者未来基金）に応じ、支援者様への謝辞を含めた報告としてください。報告内容や写真は各WEBサイトや広報誌に掲載される場合があります。



【目黒会および電気通信大学基金助成事業 申請フォーム URL】

<https://forms.office.com/r/KgjgCYDFZJ>

7. 採択方針

- 上記の要件を満たす申請については、予算の範囲内において原則として採択いたします。（※予算の上限に達し次第、募集受付を終了します）
- 博士後期課程の学生およびポスドクの申請は、「若手研究者未来基金」による採択が優先されます。
- 発表者（博士後期課程の学生及びポスドクを除く）が目黒会正会員である場合は、「目黒会」による採択が優先されます。※正会員が不明な場合や、目黒会への入会を希望する場合は、目黒会事務局へ直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】目黒会事務局：本学東地区 80 周年記念会館（リサーチ）1F

8. 支給方法に関する留意事項

- (1) 旅費（交通費・宿泊費等）の扱い
本奨学金は、渡航に伴う活動（ラボ・ビジットおよび学会発表）に対して一律支給されるものであり、往復の航空券代や宿泊費などの実費を個別に精算するものではありません。
- (2) 他の奨学金や旅費支援との併給について
 - ・ 研究室の予算（科研費や校費等）から、航空券代や宿泊費などの旅費支援を受けている場合も、本奨学金を受給することができます。
 - ・ 他団体の奨学金（JASSO等）との併給は原則可能ですが、支給団体のルールで「他からの受給制限」が設けられている場合があります。必ず申請前にご自身でご確認ください。
 - ・ 電気通信大学基金による海外への学生派遣助成ならびに学資支援金による渡航支援金の受給者（採択者）は、同一の渡航・滞在において本奨学金を併用して受給することはできません。

9. 審査方法

申請及び提出資料に基づき精査し、採否を決定します。書類の不備等がある場合は、追加の書類提出や修正を依頼する場合があります。

10. 計画の変更・中止

本助成への申請内容から開催日、発表形式等に変更が生じた場合、発表を取り止める場合は、速やかに国際課 国際企画係へご連絡ください。

11. 海外渡航にかかる手続き（保険および危機管理サービスへの加入）

本学における派遣留学プログラム対象学生に対し、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社（EAJ）の派遣留学生危機管理サービス(OSSMA)の加入を義務付けています。本奨学金に採択された場合は、海外旅行保険および OSSMA への加入が原則必須となりますので予めご了承ください。なお、保険料および加入にかかる料金は渡航者の自己負担となります。

- ・ OSSMA（学内専用）：[海外旅行保険と危機管理サービス \(uec.ac.jp\)](http://uec.ac.jp)
- ・ 海外旅行保険（学内専用）：[海外旅行保険\(学研災付帯海外留学保険\) \(uec.ac.jp\)](http://uec.ac.jp)

12. 問い合わせ先

本助成全般について	国際課国際企画係 (助成事業担当)	exchange[at]office.uec.ac.jp
目黒会正会員番号等の 問い合わせ	目黒会事務局	info[at]megurokai.jp

※送信の際には [at] 部分を @ に変えてお送りください。

13. 留意事項

本助成は、目黒会及び電気通信大学基金からの多大なご支援により成り立つ事業です。このご支援は、本学の学生の皆さまへの期待と激励の気持ちと受け止め、勉学や研究にお役立てください。